

# ○常総衛生組合議会傍聴人取締規則

昭和37年5月9日

常総衛生組合議会規則第3号

第1条 常総衛生組合議会の傍聴人は、組合を組織する市の住民で選挙権を有する者及び議長が特に許可した者に限る。

第2条 傍聴しようとする者は、その住所及び氏名を議長に申し出て傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、傍聴券は、退場の際返付しなければならない。

第3条 傍聴人多数のときは、議長がその人員を制限することがある。

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) きょう器その他危険のおそれある物品を携帯している者
- (2) 飲酒し酔っていると認められる者
- (3) 精神に異状があると認められる者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) 前各号のほか、議長において議場の規律保持上入場を不相当と認められる者

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対し公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (2) 会議中みだりに談笑し又は飲食し、喫煙しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 前各号のほか、議場の秩序を乱すおそれのある言動をしないこと。

第6条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ってはならない。

第7条 傍聴人は、傍聴が禁ぜられたとき、又は退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

第8条 傍聴人は、傍聴につき係員の指示に従わなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。